

平成 28 年 2 月 23 日  
金 融 法 委 員 会

「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」  
の一部訂正について

平成 28 年 2 月 19 日付で公表した標記資料中、5.（特段の事情について）の  
第 2 段落に誤植がありましたので、次のとおり訂正しました。

なお、本ページに掲載されている標記資料のファイルにつきましては、訂正  
後の内容に差替済である点、申し添えます。

（訂正内容：横線箇所が訂正箇所）

例えば、変動金利型の金銭消費貸借の事例において、貸付人と借入人の中で金銭消費貸借  
契約に基づく変動金利を固定化することを目的として金利スワップ契約が締結されたが、  
（マイナス金利条項のように）貸付人借入人が反対方向の変動金利の支払義務を負い得る  
旨の条項が金利スワップ契約に含まれていた場合はどうか。金利スワップ契約と金銭消費  
貸借契約を総合して見れば借入人に固定金利の支払以外の金利負担が生じない旨の説明が  
行われ、それに沿った合意が当事者間で成立していたと認められるような事案において、  
金銭消費貸借契約の解釈として貸付人による変動利息相当額の支払義務がないと解される  
場合には、金利スワップ契約の解釈として適用金利がマイナスになった場合に反対方向の  
変動金利相当額の支払義務が生じないと解するべきであろう。他方、事案によっては、こ  
れとは逆に、適用金利が計算上マイナスとなった場合には金銭消費貸借契約に基づく反対  
方向の支払がなされるべき旨の合意が認定され、併せて、金利スワップ契約上も貸付人借  
入人が反対方向の変動金利の支払義務を負い得る旨の条項の効力がそのまま認められるこ  
ともあり得よう。貸付がシンジケートローン方式か相対取引か、また、貸付人とスワップ  
カウンターパーティーが同一の銀行か、によっても、この点の議論に影響が及ぶ可能性は  
あり得る。さらに、貸付人に満期までのスプレッド相当額の受領を例外なく保証する趣旨  
が明らかな場合等には、基準金利の下限をゼロとする合意が認定されることもあり得よう。

以 上